

森林の伐採及び伐採後の造林の届出制度

森林の伐採には届け出が必要です

「自分の山の木なら、自由に伐ってもいい。」そのように思っている森林所有者の方はいらっしゃいませんか？たとえ自分の山でも森林を伐採するときは、事前に届け出をすることが法律で義務づけられています。

○届け出の必要性

「伐採及び伐採後の造林の届出制度」は、森林の伐採が市町村森林整備計画に従って適切に行われるよう、届け出をしていただくものです。それと同時に森林の大切な働きを失うことのないよう、伐採跡地の造林計画を届け出することも義務づけられています。

また、市内の森林資源を把握するという大切な役割もあります。

○届け出の対象となる森林

保安林と保安林施設地区を除く民有林（地域森林計画の対象森林）です。

竹林を除く森林を伐採する場合、その目的・樹種・面積・間伐と主伐の別などを問わず、事前に届け出が必要となります。

ただし、林地開発の許可を受けた森林を伐採する場合は、届け出の必要はありません。また、森林経営計画に基づいた伐採の場合には、事後の届け出となります。

○伐採の届出者

伐採の届け出は、森林所有者などの「伐採の権限を持つ方」が行います。

例は、次のとおりです。

- ・森林所有者（自分で伐採する場合、または請負による伐採の場合）
- ・伐採業者などが森林所有者から山林の立木を買い受けて伐採する時は、買い受けた人

○届け出時期

伐採を開始する日の90日から30日前までの間です。

○提出先

森林の所在を有する市町長（林業振興課）に提出します。

○伐採届出書様式

伐採及び伐採後の造林届出書（森林法第10条の8第1項）

森林経営計画に係る伐採等の届出書（森林法第15条）

※ 無届けの場合や、変更命令、遵守命令に従わない場合は、森林法第207条により、30万以下の罰金に処せられる場合があります。

お問い合わせ先 林業振興課 TEL 0597-97-1114 / FAX0597-97-1003